

日本ユネスコ国内委員会会長表彰 募集要項

1. 趣旨

本表彰は、ユネスコ活動（※）を行う団体（ユネスコ登録事業運営団体、民間ユネスコ団体、ユネスコスクール、地方自治体、大学、民間企業・団体、ユース団体等）を対象に、ユネスコ事業等に関わる様々な主体・世代が連携し、ユネスコ活動を通じて地域のサステナビリティ向上及びSDGs達成に貢献する顕著な事例を顕彰することを目的とします。

（※）ユネスコ活動とは（「ユネスコ活動に関する法律」より引用）

「ユネスコ憲章」の定めるところに従い、国際連合の精神に則って、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とするものです。

わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつつ展開されなければなりません。

2. 応募対象

日本ユネスコ国内委員会会長は、以下の要件を満たすユネスコ活動団体を表彰します。

<応募資格>

- ・ 自薦・他薦は問わない。
- ・ 主な活動拠点が日本国内であること（国際的活動は対象となる）。
- ・ 応募者は、法的・倫理的に問題のない者であること（係争中、調査中、不祥事報道等がないこと）。
- ・ 反社会的勢力との関与がないこと。

<活動実績>

- ・ 地域のサステナビリティ向上及びSDGs達成に貢献するユネスコ活動を、原則3年以上継続して行っていること。

<共同応募>

- ・ 原則3者以内の共同応募が可能。各団体は当該取組において中心的な役割を担っていること。

3. 表彰の種類

- ・ 日本ユネスコ国内委員会会長賞（1件）
- ・ 日本ユネスコ国内委員会特別賞（3件以内）

4. 応募方法

(1) 応募

- 応募は、自薦・他薦を問いません。他薦の場合は、推薦者が応募書類を作成・提出することができますが、応募団体（代表者）の事前承諾を得ていることが必須です。推薦者は、応募団体の活動内容を十分に理解し、推薦理由を具体的に記載してください。
- 推薦に当たっては、推薦状を1通、添付してください。推薦者は、日本ユネスコ国内委員もしくは応募団体の活動内容を十分に理解している者となります。推薦状の様式は任意です。
- 応募申請書及び添付資料を募集締切までに電子メールで提出してください。応募申請書は日本語、MS ゴシック 12pt 以上で作成し、A4、4 頁以内とし、PDF 形式、ファイル名は「【団体名】_会長表彰応募.pdf」としてください。

(2) 公募期間

- 令和8年8月6日（木）～9月25日（金）※締切日必着

(3) 提出先

- 日本ユネスコ国内委員会事務局 会長表彰担当宛
メールアドレス：<submission-jpnatcom@mext.go.jp>
※送信時は●を@に変更してください。

5. 選考方法

日本ユネスコ国内委員会会長表彰選考会議にて選考を行います。

6. 選考の視点

表彰の対象については、以下の視点を考慮して選考されます。加えて、国際的な視野を持ち、広い視点から活動を展開していることが望まれます。

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献
- (2) 地域のサステナビリティ向上への貢献
- (3) ユネスコ事業等に関わる様々な主体・世代との連携
- (4) ユース（若者）の参画
- (5) ユネスコ事業に関する活動の実施

7. 受賞者の発表及び表彰式

(1) 発表

- 令和8年11月初旬（予定）に日本ユネスコ国内委員会ホームページ上で発表します。

(2) 表彰式

- 令和8年11月14日（土）ユネスコスクール全国大会（於 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都））の際に実施します。

(3) 受賞後の協力

- 情報発信・普及活動・追跡調査等への協力を依頼する場合があります。

(4) 表彰の取消

- 非行行為や虚偽記載等が判明した時は、受賞の決定を取り消す場合があります。

以 上